

2021 年度
新型コロナウイルス感染症対応
医療従事者支援制度

制度解説編

公益社団法人 日本看護協会

内容

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者制度の目的	3
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者制度の経緯	3
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の概要	4
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度のしくみ	4
補償の内容と補償金額	5
保険料	6
補助金を充当した場合の医療機関の実質的な保険料負担	6
国と医療団体からの補助金について	6
新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A（類型 1・2）	6
新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B（類型 3・4）	7
上記以外の医療機関（類型 5）	7
本制度における医療資格者等	8
加入できる医療機関等	8
対象となる医療従事者（被用者）の範囲	8
補償の対象とならない場合	8
保険期間	8
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の加入手続き	9
保険期間と募集期間（申込・入金締切）	9
加入方法	9
加入手続き	9
加入申込	10

国の補助金申請について	10
医療従事者の人数	11
保険料	11
受付完了メールの受け取り	11
請求書メールの受信	11
保険料の振り込み	11
申し込み手続き完了メール	11
補償金（保険金）の請求手続き	11
参考	12
新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて（引用）	12

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度について

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者制度の目的

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度は、新型コロナウイルス感染が長期化している状況下、社会経済と感染対策の両立を図らなければならない中で、感染や命の危険を覚悟のうえで、治療や国民の健康を守るために懸命に努力している医療従事者が、安心して医療に従事できるための支援策を講じることにより、医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

【目的 1】 医療従事者の安心

新型コロナウイルス感染者が拡大し、常に感染と隣り合わせにある医療従事者が、安心して医療に従事できるように、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償します。

【目的 2】 医療従事者の確保

医療従事者は感染リスクが高く、感染症患者の治療に当たる医療従事者が自らの感染だけでなく、家族を含めた偏見や風評被害といったストレスが多い中で、本制度により支援を行うことにより、医療従事者の確保を支援します。

【目的 3】 医療提供体制の維持

医療従事者を守ることは事業主である医療機関等の責務ですが、新型コロナ感染症対策における経費増、患者数の減少等経営状況が悪化している中で、国の補助や医療団体の寄付金を活用し事業主の負担を軽減することにより医療提供体制の維持につながります。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者制度の経緯

医療団体は、新型コロナウイルス感染者が拡大する 2020 年 4 月から、治療の最前線で使命をもって働く医療従事者が万一感染した場合であっても一定の収入が補償されることが重要であるとして、国に対して新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者が感染し休業した場合の支援を要望してきました。

また、国への要望と並行して、医療団体に寄せられた新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場への支援に向けた寄附金の一部を活用した医療従事者支援制度の創設を検討してきました。

令和2年9月に、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援」が発表され、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等への支援策の一つとして「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が実施されることになったことを受けて、医療団体からの寄附金、国の補助金を活用することにより医療機関等がより少ない負担で医療従事者に対する補償を行うことができる仕組みとして令和2年10月に「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」が創設されました。

2021年度についても厚生労働省より「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金交付要綱」が発出されたことにより、医療団体からの寄附金、国の補助金を活用することにより医療機関等がより少ない負担で医療従事者に対する補償を行うことができる仕組みとして、昨年度に引き続き「2021年度新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」の募集を開始することとなりました。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の概要

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度のしくみ

医療機関等が、運営機関を契約者とする本制度専用の「労働災害総合保険」に加入することにより、医療従事者が新型コロナウイルス感染症等に罹患し、政府労災保険等で給付の対象となる業務災害を被った場合に補償します。本制度では国からの補助金や医療団体からの寄附金を活用することで医療機関等の実質的な保険料負担を軽減しています。

運営機関＝公益財団法人 日本医療機能評価機構

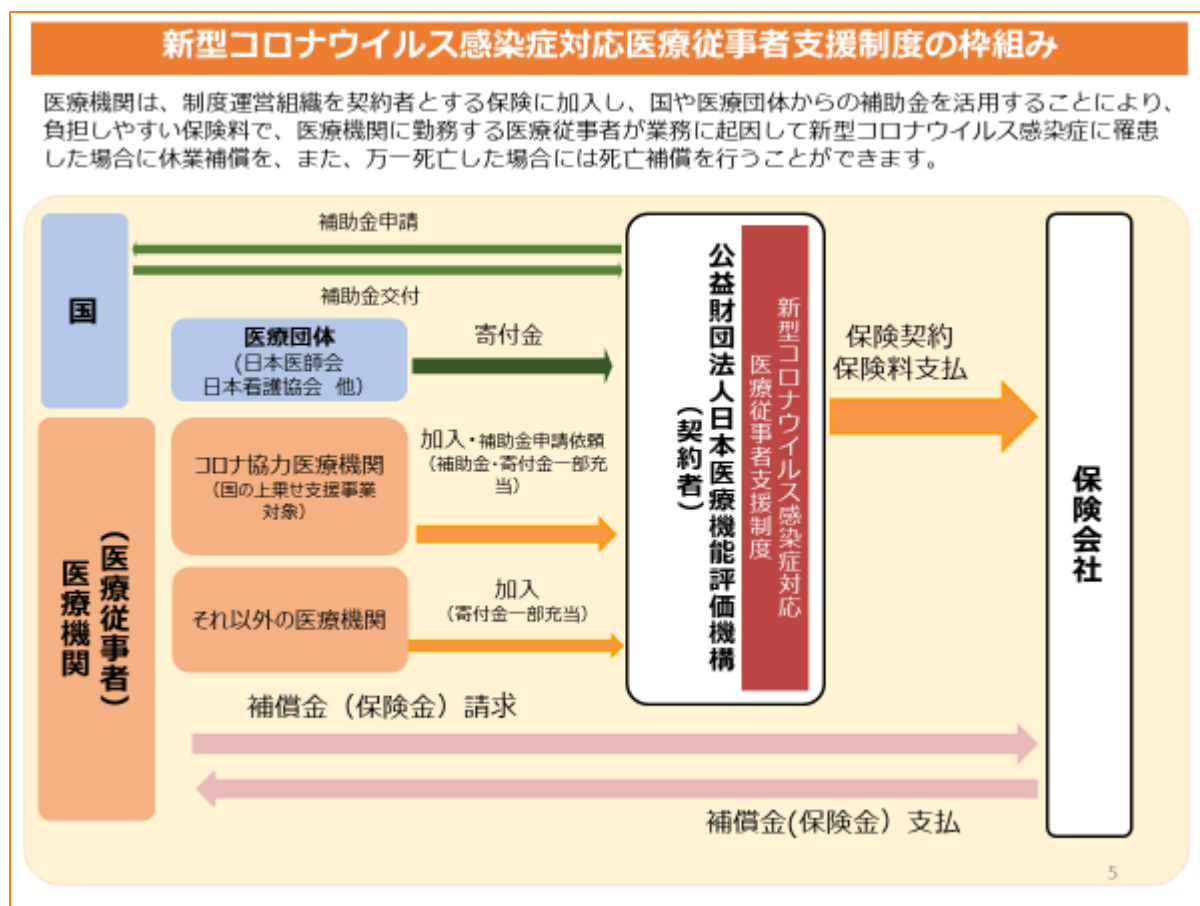
公益財団法人日本医療機能評価機構は、本制度の運営機関として、医療機関等の保険加入手続、保険料の徴収、国の補助金申請の代理、寄附金（寄附金補助）の管理等の制度運営業務を行います。

医療機関等

医療機関等は運営機関を契約者とする本制度専用の「労働災害総合保険」に加入し、国からの補助金や医療団体からの寄附金を活用することにより、廉価な負担で、医療機関等に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症等（1類～3類感染症、指定感染症）に罹患し、4日以上休業した場合、補償を受けることができます。

医療機関等に勤務する医療従事者

医療機関等に勤務する医療従事者は、業務に起因して新型コロナウイルス感染症等に罹患し、労災認定を受けた場合に休業補償金、万一死亡した場合には死亡補償金を受け取ることができます。



補償の内容と補償金額

医療機関等に勤務する医療従事者が業務上の事由により新型コロナウイルス感染症等に罹患し、政府労災保険等の認定を受け休業4日を経過した場合に休業補償保険金を、死亡された場合に死亡補償金をお支払いします。補償金額は以下のとおりです。

補償内容	補償金額
休業補償保険金 (一時金)	30 万円
死亡補償保険金 (一時金)	500 万円

保険料

医療従事者 1名あたり	1,000円（1年間）
-------------	-------------

補助金を充当した場合の医療機関の実質的な保険料負担

医療機関の種類	医療資格者等		医療資格者以外
新型コロナ対応 医療機関 A	無料 国と医療団体の補助金充当		1,000円
新型コロナ対応 医療機関 B	国の補助対象者※	国の補助対象者以外	1,000円
	無料 国と医療団体の補助金充当	500円 医療団体の補助金充当	
上記以外の 医療機関	500円 医療団体の補助金を充当		1,000円

国と医療団体からの補助金について

本制度では加入する医療機関等・医療従事者の区分により以下の補助金を利用することができます。なお、加入時の保険料から補助金を控除することができます。

◇国の補助

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金

◇医療団体の補助

本制度運営のために医療団体から「公益財団法人 日本医療機能評価機構」に対して寄付された財源を補助金に充当します。

新型コロナウイルス感染症対応医療機関 A（類型1・2）

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関

- ② 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（「診療・検査医療機関（仮称）」）

医療資格者等（一人あたり）		医療資格者以外（一人あたり）	
国の補助	医療団体補助	国の補助	医療団体補助
500 円	500 円	無	無
実質的な保険料負担 0 円		保険料負担 1,000 円	

新型コロナウイルス感染症対応医療機関 B（類型 3・4）

- ③ 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等（都道府県看護協会を含む）

※国の補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等

- ④ 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等（都道府県看護協会を含む）

※国の対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者

医療資格者等（一人あたり）				医療資格者以外（一人あたり）	
出務する医療資格者等		出務しない医療資格者等			
国の補助	医療団体補助	国の補助	医療団体補助	国の補助	医療団体補助
500 円	500 円	無	500 円	無	無
実質的な保険料負担 0 円		実質的な保険料負担 500 円		保険料負担 1,000 円	

上記以外の医療機関（類型 5）

医療資格者等（一人あたり）		医療資格者以外（一人あたり）	
国の補助	寄付金補助	国の補助	寄付金補助
無	500 円	無	無
実質的な保険料負担 500 円		保険料負担 1,000 円	

本制度における医療資格者等

本制度における補助の対象となる医療資格者等は以下のとおりです。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等

※本制度では当該医療機関等において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者についても医療資格者等に含まれ補助の対象となります。

加入できる医療機関等

日本国内の次の医療機関であれば加入することができます。

病院、診療所（歯科診療所を含む）、介護医療院、助産所、訪問看護ステーション

※病院、診療所については保険医療機関となります。

対象となる医療従事者（被用者）の範囲

◇政府労災保険等で給付の対象となるすべての医療従事者（被用者）が補償対象となります。（アルバイト、パートタイマー等を含みます）

◇医療法人の代表者（訪問看護ステーションの代表者）、役員、個人事業主（個人開設の訪問看護ステーション、助産所）は政府労災保険の特別加入者となることにより補償対象となります。

※特別加入者の条件については労働保険事務組合にご確認ください。

◇医療資格者のみを補償対象とした場合には、上記のうち医療資格者のみが補償対象となります。

◇公務員災害補償法等の対象とする公務員も補償対象となります。（国家公務員を除く）

補償の対象とならない場合

本制度では、業務災害の原因を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことに限定しています。それ以外の業務災害については補償の対象となりませんのでご注意ください。詳細については保険約款をご確認ください。

保険期間

保険期間は1年間です。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の加入手続き

保険期間と募集期間（申込・入金締切）

本制度は、医療機関等からの加入を取りまとめ、日本医療機能評価機構を契約者とする保険となっているため、保険期間を4期に分けて募集を行います。また、国の補助金申請締切が令和4年2月26日までとなっていることから、募集については以下のとおりとしています。

募集期	保険期間	申込締切	入金締切
①	令和3年12月1日～ 令和4年12月1日	令和3年11月15日	令和3年12月10日
②	令和4年1月1日～ 令和5年1月1日	令和3年12月15日	令和4年1月14日
③	令和4年2月1日～ 令和5年2月1日	令和4年1月11日	令和4年1月31日
④	令和4年3月1日～ 令和5年3月1日	令和4年2月7日	令和4年2月14日

加入方法

本制度では以下の加入方法を選択することができます。

補償の対象となる医療従事者の範囲	
A すべての医療従事者	B 医療資格者のみ

加入手続き

加入手続きは、日本医療機能評価機構ホームページの「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」特設サイトからの手続きとなります。

加入手続きの流れ

- ① WEB 上の特設サイトより申込
新型コロナ対応医療機関証明書（写）の添付
※新型コロナ対応医療機関 A・B の場合
- ② 受付完了メールの受信

③保険料請求書メールの受信
④保険料の振込
⑥申込完了メール（加入者証）の受信

加入申込

「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度ホームページ」にある「加入申込書」画面より所定の内容を記入し加入を行います。

国の補助金申請について

本制度では、新型コロナウイルス感染症対応医療機関が加入する場合には「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」を利用することができます。補助金の申請は運営機関である日本医療機能評価機構が申請を代理し、補助金の交付先を運営機関にすることにより、事務手続き上医療機関が加入する際には、あらかじめ保険料から補助金相当額を控除することができます。

※既に上記補助金の申請は1回限りとなっているため、既に他の労災上乗せ保険等で補助金を申請されている医療機関等は、重複して補助金申請をすることができません。また、本制度で補助金を利用した場合には他の保険では申請できませんのでご注意ください。

なお、上記補助金申請を行っている医療機関等が本制度に加入する場合には、医療団体からの補助は適用することができます。

（例）

既に他の保険で上記補助金申請を行っている新型コロナ対応医療機関等が本制度を利用する場合には医療資格者の実質的な保険料は一人当たり500円（1,000円－医療団体補助500円）

◇申請書類について

精算交付申請書（第4号様式）	インターネット申込により運営機関にて作成
申請書別紙	
厚生労働省への請求書	
「都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関」であることを証する書類 （都道府県の指定通知書等）	医療機関にて予めご用意ください。

医療従事者の人数

◇医療従事者の人数は労災保険等の給付対象者の人数となります。非常勤の医師、パートの看護師等も人数に含めてください。

※人数については直近の労災保険申請人数（常用労働者数+臨時労働者数）となります。

◇国の補助申請を行う場合には医療資格毎の人数が必要となります。

◇医療資格者のみを選択する場合は、医療資格者等の人数となります。

保険料

加入申し込みを行うと、国の補助、寄付金補助を控除した保険料が自動計算されます。

受付完了メールの受け取り

申込が完了し、送信すると受付完了メールが送信されます。受付完了メールには保険料の明細、控除後の保険料振り込み先が記載されます。

請求書メールの受信

日本医療機能評価機構より、原則、加入申込の約1週間後に利用可能な補助金を加味した実質的な負担額（保険料）の請求書が送信されます。

保険料の振り込み

期日までに所定の保険料を振り込みます。

申し込み手続き完了メール

保険加入申し込み、保険料の振込が確認できましたら、申し込み手続き完了のメールが送信されます。メールには、加入者証を添付しますので、大切に保管して下さい。

補償金（保険金）の請求手続き

補償対象者の新型コロナウイルス感染が確認された場合、医療機関等より請求をします。

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて（引用）

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）に係る労災補償業務における留意点については、令和2年2月3日付け基補発0203第1号で通知しているところであるが、今般、本感染症の労災補償について、下記のとおり取り扱うこととしたので、本感染症に係る労災保険給付の請求や相談があった場合には、これを踏まえて適切に対応されたい。

記

1 労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第1の2第6号1又は5に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要となる。このため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

2 具体的な取扱いについて

（1）国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況

等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務